## 出席停止通知

下記の感染症にかかった時は学校保健安全法の予防規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐため、登校を停止する定めとなっておりますのでご連絡いたします。

一日も早い回復を願っております。なお、回復して登校する際はこの治癒証明書を学校に提出してください。

令和 年 月 日

保護者殿

昭和町立押原小学校 校長

	出席停止期間					
・百日咳	特有の咳が消えるまで、又は5日間の適正な服薬が終了するまで。					
・麻 疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。					
・流行性耳下腺炎	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。					
・風疹	発疹が消えるまで。					
・水 痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。					
・咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状がなくなった後、2日を経過するまで。					
<ul><li>・結核</li><li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li><li>・腸管出血性大腸菌感染症</li><li>・流行性角結膜炎</li><li>・急性出血性結膜炎</li><li>・その他の感染症</li></ul>	<b>  病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。</b>					
•第一種感染症( )	治癒するまで					
治 癒 証 明 書	初診		令和	年	月	日
	治癒		令和	年	月	日
押 原 小 学 校	左記の疾病が治癒しましたので					
<b>学年</b> 年 組		J	月	日より		
	登校可能となることを証明いたします。					
氏名		令和	年	月	日	
病名	医自	币名				印

